

週刊市議会報告

2006年10月23日 No973

<発行>

日本共産党浦安市議団

市役所内控え室

(議会棟1階) (350)1243

日本共産党



力を合わせて
住みよい浦安市へ



市議会議員
元木美奈子

(355)8526

入船4 37 14

minamotonton

@jcom.home.ne.jp



市議会議員
森野 卓郎

(350)4513

堀江4 8 1 230

morino@lake.dti.ne.jp



市議会議員
井原めぐみ

(353)4730

東野2-8-13

i_megumi

@d8.dion.ne.jp

経済困難者への医療負担救済制度

「市の認定基準なし」これでは国の制度が

使えない!



日本共産党の「条例施行規則で申請手続きまで定めおきながらなぜ、申請がないのか、減額・免除・猶予の判断基準は策定しているのか」の指摘に「制度の適用を受けようとする者が申請するもの」と答へ、申請しない市民に問題があ

申請なしは市民のせい?

国民健康保険法第44条は特別の理由のある被保険者で医療機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、保険者は一部負担金の減額、免除、猶予の措置ができることを定めています。浦安市はこの規定に基づき条例施行規則でその申請手続きを定めています。ところが、市はこれまでの申請はゼロであること明らかにしました。

早急な認定基準づくりや周知の徹底こそ必要

「国保料が年金生活の私には高すぎる」「年金の受取額が減る中で税金、介護保険料が大幅に増えて生活が苦しくなった」「老夫婦の医療費が年間30万円を超えている」。これらは、日本共産党が6月に実施したアンケートに寄せられた市民の切実な声です。社会保障制度に対する不満や高齢者の不安の声が高まるなか、国は医療制度の改悪を強行しています。日本共産党は9月議会で「後期高齢者医療制度への移行」「医療費一部負担金免除申請制度」の2つの医療問題を取り上げました。

日本共産党は、この制度は「国民の生存権・国の義務」を定めた憲法25条を具現化したものであり、生活保護法の補完制度ではないと主張し、医療機関や市役所の窓口の説明書や申請書を置くよう要求しました。宇田川精一市民経済部長の答弁は次のようなものになりました。

「画一的な基準を定めて申請を機械的に処理すると言ったものではなく、被保険者の実態等に即して生活困難かどうかを認定する必要がある、周知方法等も含め他市の状況などを踏まえながら研究してまいります。」

認定基準は策定していないことを認めました。制度を作っても市民に知らせなければかりか、制度の運用の準備もしていない、市の怠慢とも言える姿勢は重大な問題です。

後期(75歳以上)高齢者医療制度

高齢者いじめの医療改悪 保険料試算：月額6200円

08年度から新たに「後期高齢者医療制度」がつくられます。これまでの70歳以上を対象とする「老人保健制度」と「退職者医療制度」は廃止され、75歳以上の高齢者だけで独立した保険制度となります。これまでは家族に扶養されて保険料負担のない高齢者からも保険料を徴収し、保険料は介護保険料と同様に年金から天引きされます。診療報酬は独自の体系がつくれ、国が定めた「医療費適正化計画」により、医療費を抑制し続けるしくみです。運営は県ごとに全市町村が加入する広域連合が行い、各自治体は強制的に広域連合組合に加入することになり、脱退は認められません。日本共産党の質問に答え、12月市議会で広域連合議会規約の議決を予定していること、保険料は左のような試算を示しました。

赤旗まつり

浦安からごいっしょに!

11月3~5日

夢の島公園

(JR京葉線新木場駅下車)

チケットはお近くの議員又は黨員まで、現地でもOK

浦安のひろば

11月4日 11時から
新浦安駅改札口に
午前9時50分集合

<厚生年金の平均的額208万円受給者の場合>

応益割月額3100円+応能割月額3100円
年間約74000円

<基礎年金79万円の受給者の場合>

応益割のみで月額900円 年間約10800円



日本共産党の新人
みせ 麻里

条例にもとづき医療費免除等申請手続きを決めた施行規則がありながら、まったく申請がされていないことがわかり驚きました。制度そのものがないに等しい状況です。

急に入院と診断されても失業などで病院にかかれない人が生活保護に頼らず受けられる制度として、浦安市はしっかりとしたものをつくるべきです。